

『感染症登校許可証明書』記入のお願い

学校保健安全法において学校感染症を罹患したことが確認された場合、本学では罹患した学生を登校停止としています。つきましては、学生の疾患が治癒し、他への感染の恐れがなくなり、登校に支障がなくなりました際には下記書類にご記入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**学校感染症登校許可書**

この学生は、下記疾患により療養中のところ、疾患が治癒しましたので登校可能であることを証明します。

学部	学部	学籍番号	
氏名			
初診日	年	月	日 ( )
登校停止期間	年	月	日 ( ) ~ 月 日 ( )
登校可能日	年	月	日 ( ) から

※該当するものに○を記入して下さい

感染症名		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱
	痘瘡	南米出血熱
	ペスト	マールブルグ病
	ラッサ熱	急性灰白髄炎
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで
第二種	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ)	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症( )	

年 月 日

医療機関名・住所

医師名

印

※感染症が治癒し、登校できるようになり次第、所属キャンパスの教務事務室へ、公認欠席届とともに提出して下さい。